



## 研究開発税制の拡充

UHY Tax ニュースレター / 2018年6月

研究開発税制は、下記のⅠ～Ⅳの4つの制度によって構成されています。(ⅠとⅡは同時に選択することはできません。) 制度を適用する場合の税額控除額は、各制度の合計で法人税額の40%が限度となります。

平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用されますので、平成30年3月期以降の税務申告の際には、適用できるかどうか再度ご確認ください。

### Ⅰ. 試験研究費の総額に係る税額控除制度

青色申告法人のその事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額に一定割合(試験研究費の割合又は試験研究費の増減割合)を乗じて計算した金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもの。この場合の税額控除額は、原則として法人税額の25%が限度となる。

### Ⅱ. 中小企業者等向けの中小企業基盤強化税制

中小企業者又は農業協同組合等である青色申告法人のその事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額がある場合に、上記Ⅰの「試験研究費の総額に係る税額控除制度」に代えて適用するときは、その試験研究費の額に12%又は12%に試験研究費の増減割合を加算した割合を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額から控除することを認めるもの。この場合の税額控除額は、原則として法人税額の25%が限度となる。

### Ⅲ. 特別試験研究に係る税額控除制度

青色申告法人のその事業年度において損金の額に算入される国の試験研究機関等との特別試験研究費の額がある場合に、上記Ⅰ及びⅡの制度とは別枠でその特別試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもの。この場合の税額控除額は、法人税額の5%が限度となる。

なお、特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象とした特別試験研究費の額は、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」又は「中小企業技術基盤強化税制」の計算の基礎に含めることはできない。

### Ⅳ. 平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除制度(高水準型)

青色申告法人の平成20年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額が一定以上増加している又は平均売上金額の一定割合以上である場合に、上記Ⅰ、Ⅱ及びⅢの制度とは別枠でその試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもの。この場合の税額控除額は、法人税額の10%が限度となる。

(措法42の4、措令27の4、措規20、平20改正法附則56、平20改正法附則経過措置令16、平24改正措法附則18、平27改正法附則72)

### Ⅴ. 試験研究費の範囲の見直し

対価を得て提供する新たな役務の開発(新サービス開発)に係る試験研究のために要する一定の費用が追加された。例えば、IoT、ビッグデータ、人工知能なども新サービス研究となる。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



## コンタクト

UHY税理士法人

富田 直也 - パートナー

Email: [tomita.tax@uhy-tokyo.or.jp](mailto:tomita.tax@uhy-tokyo.or.jp)

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 3F

Tel: +81 3 5410 1393 / Fax: +81 50 3156 3592

Website: <http://www.uhy-tokyo.or.jp/uhy-tax>